

# 苫小牧市グリーン購入推進方針

平成 15 年 1 月 27 日（制定）

平成 26 年 9 月 1 日（改訂）

## 1 目的

本方針は、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」第 10 条第 1 項の規定に基づき、環境負荷の少ない物品等の購入（以下「グリーン購入」という。）に本市が率先して取り組むことで、環境負荷の低減を図るとともに、地域社会への波及効果により循環型社会の形成の一助になることを目的とする。

## 2 対象

物品を購入する全ての市の組織とする。

## 3 物品等の購入にあたっての基本的な考え方

- (1) 価格や品質などに加え、物品等のライフサイクル（資源採取から廃棄まで）について環境負荷低減への配慮がなされたものを、できる限り広範囲にわたって選択するよう努める。
- (2) 必要性和適正量を十分検討するとともに、購入した物品等の長期使用や適正使用により、調達総量をできるだけ抑制するよう努める。

※ 物品等の購入にあたっては、地場産業の活用等による地域振興の観点から、本市又は北海道内で生産又は主な加工が行なわれた物品等が「4. グリーン購入判断基準」において定める基準を満たす場合、その物品の選択に努める等配慮すること。

## 4 グリーン購入判断基準

環境保全課は、必要に応じて「グリーン購入判断基準」（様式 1）を作成し、各組織の所属長に通知する。

## 5 重点購入物品等

- (1) 環境保全課は、毎年度、本市が重点的に取り組むべき物品を「重点購入物品リスト」（様式 2）にまとめ、各組織の所属長に通知する。
- (2) 重点購入物品以外でも、「3. 物品等の購入にあたっての基本的な考え方」及び国で定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に準じて購入するよう努める。

## 6 購入等数量の把握と公表

- (1) 所属長は、「グリーン購入実績報告書」（様式 3）を作成し、当該年度の 4 月から翌年 3 月までの購入実績を翌年 4 月末日までに環境保全課に提出する。その際、グリーン購入できなかった物品については使用用途・購入理由等を記載する。
- (2) 環境保全課は、本市全体の購入実績についてホームページ等を通じ公表する。

## 7 刊行物の環境配慮

刊行物（冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ等）を作成する場合は、次の要件を満たすよう努める。

- (1) 基本方針に定める総合評価値が80以上の用紙を使用していること。
  - (2) 苫小牧上質古紙リサイクル推進会議回収物一覧の上質古紙または資源集団回収の対象品目として回収可能であること。
  - (3) 刊行物の用途及び目的を踏まえて、項数や文字数等が過剰とならないよう十分配慮し、可能な限り軽量化されていること。
  - (4) 利用者に対する啓発のため、下記の2点について表示していること。
    - ・環境に配慮して作成していること
    - ・不要となった際はリサイクルできること
- (例) この冊子は環境に配慮した紙を使用しており、不要になった際はリサイクルすることができます。